

固体燃料を使用するちゅう房設備（炭火焼き器）の基準の改正概要

1 固体燃料を使用するちゅう房設備とは

木炭等の固体燃料を使用するちゅう房設備で、炭火焼き器が該当します。主に業務用で、使用形態上容易に移動ができないものが規制の対象です。

設備

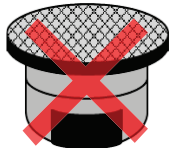
【炭火焼き器】



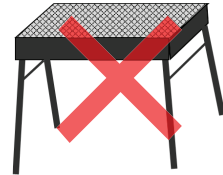
器具

※ 使用形態上容易に移動可能な七輪等は「設備」ではなく、「器具」として規制します。

【七輪】



【バーベキューこんろ】

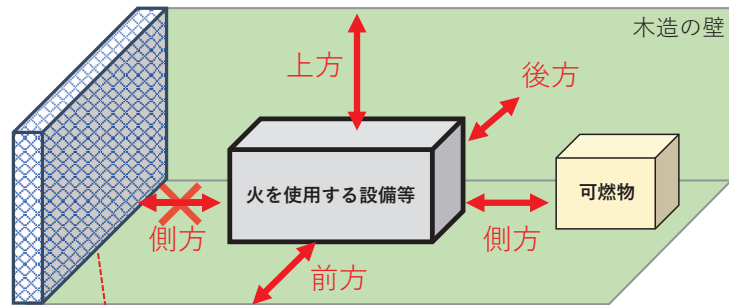


2 火災予防上安全な距離について

条例では、火を使用する設備等を設置する際に、壁（建築物）や周辺の可燃物等への着火を防ぐ目的で、建築物等との間に火災予防上安全な距離を保つことを求めています。

火災予防上安全な距離は、条例別表第3に定められており、火を使用する設備等の種類、燃料、燃焼方式等により異なり、火を使用する設備等の周囲の木材の温度が、室温35℃のときに100℃を超えない距離として定められたものです。

《火災予防上安全な距離のイメージ》



不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造（コンクリートブロック、レンガ等）で、間柱、下地等が準不燃材料である場合は、火災予防上安全な距離を保つ必要はありません。

3 改正内容

火災予防上安全な距離を定める条例別表第3に、新たに固体燃料を使用するちゅう房設備（炭火焼き器）の離隔距離を定めることとします。

《条例別表第3（抜粋）》

種 類		距 離（単位 センチメートル）						
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方		
（省 略）								
ちゅう房設備	気体燃料	不燃以外 開放式	組込型こんろ等	14キロワット以下	100	15	15	15
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15
	不燃 開放式	組込型こんろ等	14キロワット以下	80	0	—	0	
		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃※	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50
（省 略）								

【追加】
改正後の
離隔距離

※ 「不燃」と「不燃以外」の距離について

「不燃」は、建築物等の表面を不燃材料で有効に仕上げをすることで、引火や輻射熱による低温発火の危険性を排除することができるため、不燃材料以外で仕上げをしている「不燃以外」に比べ、火災予防上安全な距離が短くなります。

《「不燃」の場合のイメージ》

